



生活援助サービス従事者養成研修のご案内

生活援助サービス従事者養成研修は、介護のご経験や、年齢、性別は問わず、どなたでも受講できます。受講すると、介護予防・日常生活支援総合事業の緩和された基準の訪問型サービスA等で働くことができます。

就労を希望する方だけでなく、介護にご興味のある方のご参加をお待ちしています。

1. 日時

1日目 令和6年1月31日(水) 午前9時30分から午後5時30分

2日目 令和6年2月1日(木) 午前9時30分から午後5時30分

(修了には、2日間(合計12時間)の出席が必要です。)



2. 場所

忠岡町役場 本館研修室1・2(本館3階)(忠岡町忠岡東1丁目34-1)

3. 内容

- ①介護保険制度や職務の理解 ②老化の理解・認知症の理解
- ③介護におけるコミュニケーション技術 ④介護における人権や尊厳 ⑤生活援助の基礎知識

4. 受講対象者

- ・介護に興味のある方
- ・訪問型サービスA等(緩和型サービス:基準を緩和したサービスのこと)に従事する意思のある方で、忠岡町内に居住し、かつ、住所を有する方、または、忠岡町内に存する介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業を実施する事業所に従事する方(予定を含む。)

5. 受講料 無料

6. 定員 10名(先着順)

7. 申し込み方法

受講申込書を記入のうえ、窓口に提出してください。

8. 申込期限

令和6年1月19日(金)まで



9. その他

○受講申し込み後の受講決定通知は行いません。申し込み多数による定員超過の場合のみ連絡いたします。

○本研修を修了されたかたには、後日修了証書を交付します。

○研修当日は、本人確認のための身分証明書等をご持参ください。

【例】①運転免許証②健康保険証③パスポート④マイナンバーカードなど

○この研修は、就労を保証するものではなく、就労の資格を取得するものです。

○本研修会へのお越しの際は、駐車台数に限りがありますので、お車でのご来場は、なるべくお控えください。

10. 問い合わせ

忠岡町健康福祉部高齢介護課

電話 0725-22-1122

